

第1回
郡山市教育振興基本計画審議会
を開催します

令和元年6月25日
郡山市教育委員会
教育総務部総務課
担当：濱津 慎一
TEL：924-2421

郡山市教育振興基本計画審議会の第1回会議を開催します。

- 1 日時 7月1日(月) 午後3時～午後5時(予定)
- 2 会場 市役所議会第四委員会室(西庁舎7階)
- 3 審議事項(予定)
 - (1) 郡山市教育振興基本計画について
 - (2) 「郡山市の教育に関するアンケート」の集計概要について
 - (3) 専門分科会について
 - (4) その他
- 4 会議の委員 別紙のとおり
- 5 その他
 - (1) 会議は原則公開ですが、写真撮影、録画、録音等は会議冒頭のみとなります。
 - (2) その他の傍聴に関する遵守事項は、別紙「傍聴要領」のとおりです。

<郡山市教育振興基本計画審議会>

教育基本法第17条の2及び郡山市教育振興基本計画審議会条例第1条の規定に基づき設置しており、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定する「郡山市教育振興基本計画」について郡山市教育委員会が諮問を行う審議会です。

郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	主な役職等
1	稲垣 優子	○小学校司書補 ○子育て支援ボランティア
2	奥 美代	○学校法人開成学園 郡山女子大学附属幼稚園 副園長
3	加瀬 元三郎	○郡山市PTA連合会 副会長 ○郡山市立第五中学校PTA 会長
4	菅家 元志	○株式会社プレイノベーション 代表取締役社長 ○ビルディングサポート株式会社 取締役社長
5	今野 静	○あさかの学園大学運営委員会 委員 ○公益社団法人福島県看護協会 会長 ○公益社団法人日本看護協会 地区知事
6	三部 香奈	○一般社団法人グロウイングクラウド 代表理事 ○税理士法人三部会計事務所 企画室室長 ○株式会社グッドビジネスパートナーズ 取締役
7	三瓶 千香子	○学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダム 桜の聖母短期大学 准教授 兼生涯学習センター長 ○元文部科学省中央教育審議会 委員
8	瀧田 勉	○ハーブとスローライフの研究者 ○福島県警察本部 少年補導員 ○福島保護観察所 保護司
9	土田 修	○福島県県中児童相談所 所長
10	平栗 辰也	○株式会社源気堂鍼灸整骨院 院長 ○福島県赤十字安全奉仕団 委員長
11	溝井 勇	○前開成地域公民館 館長 ○元郡山市中学校長会 会長 ○元郡山市社会教育指導員
12	宗形 潤子	○国立大学法人福島大学総合教育研究センター 教授 ○日本生活化・総合的学習学会 常任理事 ○野外文化教育学会 常任理事
13	柳沼 文俊	○郡山市小学校長会副会長 ○郡山市立金透小学校長
14	山下 治	○独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校 校長
15	藁谷 由美子	○社会福祉法人安積愛育園 総合児童発達支援センター「アルパ」心理士

傍 聴 要 領

郡山市教育振興基本計画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けたうえで、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。